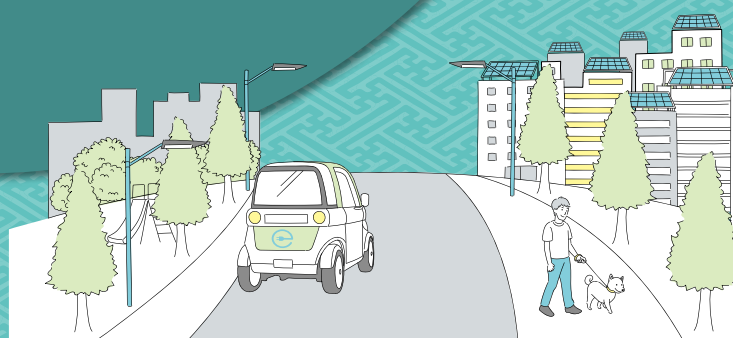
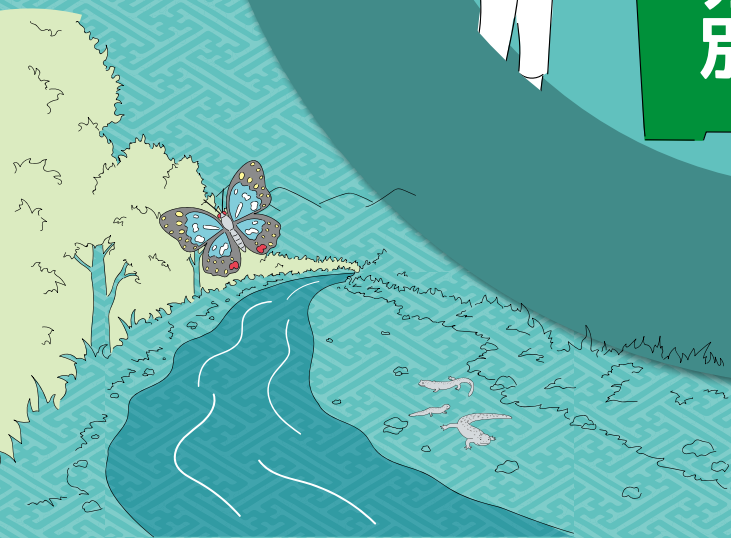


# 基本施策

# 5



## 環境にやさしいまちづくり

施策5-1 自然環境

施策5-2 廃棄物処理

施策5-3 生活環境、地球環境

## 重要施策3

## 施策5-1

## 自然環境

## 施策の内容及び体系

狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

施策5-1  
自然環境

展開方向1 緑と水辺環境の保全・活用

展開方向2 緑の拠点とネットワークづくり

展開方向3 緑と花があふれるまちづくり

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「自然環境」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「自然環境」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	61.1% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 当市の北部に位置する緑豊かな狭山丘陵には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているトウキョウサンショウウオや、準絶滅危惧とされている国蝶のオオムラサキなどの希少な生き物が生息しています。
- 市内には、当市を代表する地域資源である多摩湖をはじめ、市街地を横断する空堀川、奈良橋川などの河川や、野火止用水、二ツ池公園などがあり、多様な水資源に恵まれています。



## SDGsの取組

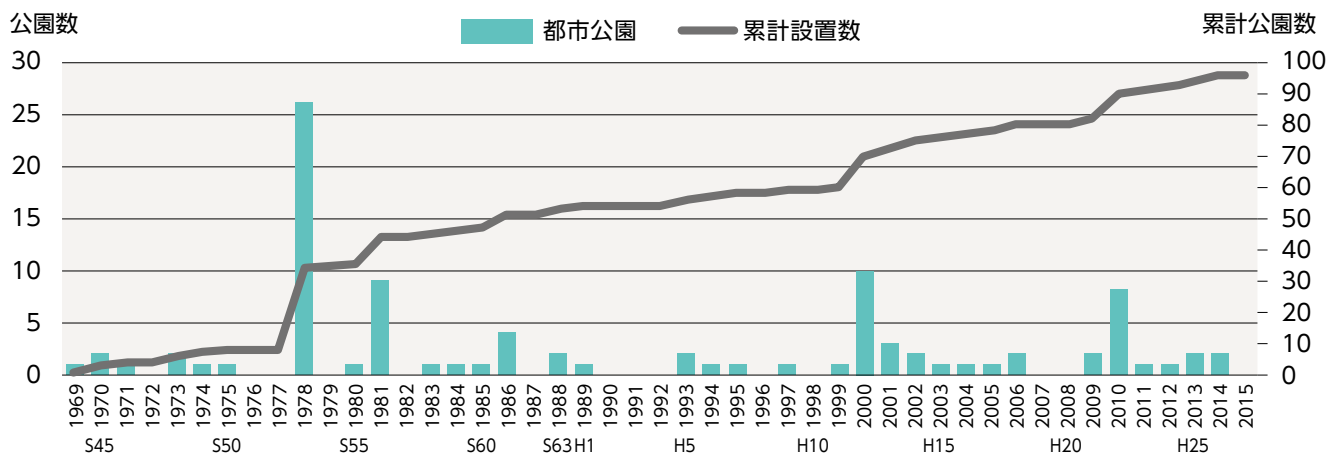


- 令和2年(2020年)4月1日現在、市内には、都市公園<sup>35</sup>として、都立公園が4か所(386,745m<sup>2</sup>)、市立公園が100か所(309,393m<sup>2</sup>)あります。市立公園のうち、最も古い末広公園(南街地域)は、昭和44年度(1969年度)の開設で、昭和53年度(1978年度)には、26か所の都市公園を集中的に開設しました(図表参照)。
- 市内には、都市公園とは別に、こども広場が17か所(22,080m<sup>2</sup>)あり、昭和51年度(1976年度)から昭和56年度(1981年度)頃にかけて、集中的に設置しました。

### 課題

- 今後も引き続き、当市の大きな魅力である豊かな自然環境を、将来にわたって大切に守り、生かすため、市民、事業者や東京都などとの連携・協力により、狭山丘陵の保全など、希少な生き物の生息環境にも配慮した環境の保全に努める必要があります。
- 地域の緑の拠点である公園・緑地等については、今後、老朽化がさらに進み、施設の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されるため、老朽化対策や市民ニーズに応じた整備・管理等を計画的に進める必要があります。
- まちの緑は、ゆとりとうるおいに満ちた良好な住環境を印象付ける重要な要素であるため、公園・緑地等を街路樹のある道路などでつなぐ、緑と水のネットワークの形成に努める必要があります。
- 当市には、「緑のボランティア」制度があり、市民との協働により、駅前ロータリーや公園などの美化活動と緑化に取り組んでいます。今後も引き続き、市民との協働により、まちの個性と魅力を創造する重要な要素の一つとして、緑と花があふれるまちづくりを推進する必要があります。

図表 都市公園(市立公園)の開設年の推移



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

35 都市公園法に基づき、国又は地方自治体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地

## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

### ① 緑と水辺環境の保全・活用

当市の魅力である豊かな自然環境を守るため、緑と水辺環境の保全・活用に努めます。

#### 主な具体的取組

- 狭山丘陵は、東京都や周辺の自治体との連携・協力のもと公有地化などを推進し、計画的な保全・活用を図ります。
- 市民との協働により、樹木等の適正管理に取り組むとともに、狭山丘陵における生態系の保全・回復に努めます。
- 狭山丘陵に生息する貴重な生き物の保全活動などを通して、生物多様性の確保に努めます。
- 市民が身近な場所で水や生き物などと親しめることができる水辺環境の保全・活用に努めます。

展開  
方向

### ② 緑の拠点とネットワークづくり

地域の特性を生かした緑の拠点づくりと、緑と水の連続性の確保によるネットワークの形成に努めます。

#### 主な具体的取組

- 老朽化が進んだ公園施設について、機能の維持・向上を図るため、遊具の点検等により、不具合を把握し改善に努めることで、施設の長寿命化対策を推進します。
- 公園・緑地等の適正な配置と、地域の特性などの市民ニーズに合った整備・管理・活用を推進します。
- 公園・緑地等の更新・再整備に当たっては、地域のシンボルやコミュニティ形成の場となる特色ある公園の整備を検討します。
- 道路や公園・緑地等では、桜等の花木の植栽や花壇の整備などを推進し、花木による緑のネットワークの形成を図ります。
- 生き物の移動・生息環境を維持するため、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑などによる、生態的なネットワークの形成に努めます。

展開  
方向

### ③ 緑と花があふれるまちづくり

まちの個性と魅力を創造する重要な要素として、緑と花による緑化を図ります。

#### 主な具体的取組

- 良好な景観の形成や利用者の安全・安心の確保につながるよう、街路樹や公園等の植栽の適正な維持管理を推進します。
- 東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花があふれる個性ある「顔づくり」を多様な主体との協働によって進めていきます。
- 民有地を含めた緑化を推進するため、NPOや企業などが公園と同等の空間を創出する取組である市民緑地認定制度の活用を検討します。



市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、自然環境の希少性と必要性を理解し、身近な緑や生き物を守るための活動に積極的に参加します。
- 事業者は、事業所などにおける緑化を積極的に推進します。

## 関連する個別計画

○第二次東大和市環境基本計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

○第二次東大和市緑の基本計画

計画期間：平成31年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）

市立狭山緑地



緑のボランティアによる花植え活動



## 施策5-2

## 廃棄物処理

## 施策の内容及び体系

市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。

施策5-2  
廃棄物処理

展開方向1 廃棄物の減量と適正処理に向けた取組の推進

展開方向2 廃棄物の安定的な処理の推進

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「廃棄物処理」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「廃棄物処理」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	54.0% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 当市では、当時大和町だった昭和40年（1965年）に、小平市・村山町（現在の武蔵村山市）とともに、「小平・村山・大和衛生組合」を設立し、共同で廃棄物の中間処理（焼却及び破碎・選別）を行っています。
- 一般廃棄物の最終処分は、当市を含めた25市1町で組織している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場（日の出町）において行っています。東京たま広域資源循環組合では、新たな最終処分場の確保が困難なことから、平成18年（2006年）から、焼却灰のエコセメント化施設を稼働させています。
- 当市では、平成26年（2014年）8月から、家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックの戸別収集を開始するとともに、同年10月から、同品目について、有料化を開始しました。



## SDGsの取組

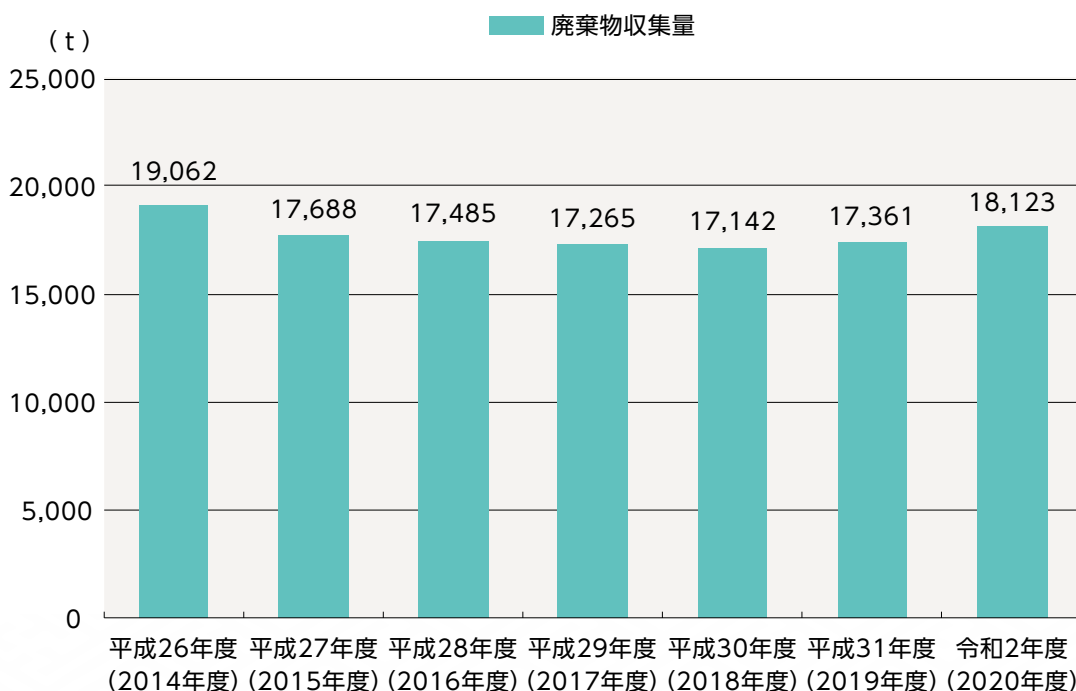


- 廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物）の収集量は、平成27年度（2015年度）から4年連続で前年度を下回っていましたが、平成31年度（2019年度）以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響により増加しています（図表参照）。
- 令和元年（2019年）に(株)セブン-イレブン・ジャパンと、令和2年（2020年）にコカ・コーラボトラーズジャパン(株)と、それぞれペットボトルの処理に係る協定を締結し、市内のセブン-イレブン全店舗、市役所及び蔵敷公民館にペットボトル自動回収機が設置され、民間事業者と協働してペットボトルの水平リサイクル<sup>36</sup>に取り組んでいます。
- 令和元年（2019年）から、HOYA(株)アイケアカンパニーとの協働により、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に取り組んでいます。また、令和3年（2021年）からは、(株)ジモティーとの協働により、不用品のリユース活動の促進事業に取り組むとともに、ユニリーバ・ジャパン・サービス(株)との協働により、シャンプーなどの使用済みプラスチック容器の回収に取り組んでいます。

## 課題

- 廃棄物の減量と適正処理を着実に推進するためには、子どもから高齢者まで、廃棄物の現状について認識できるよう、環境教育や情報提供の充実に努める必要があります。また、市民、事業者の協力を得ながら、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底を図る必要があります。
- 廃棄物処理施設等の老朽化が進んでおり、施設更新が重要課題となっています。将来にわたって廃棄物を安定的に処理するため、関係団体との連携・協力のもと、廃棄物処理施設等の機能の維持・向上に努める必要があります。

図表 廃棄物収集量の推移



出典：ごみ対策課

36 使用済製品を原料として用いて、同一種類の製品を製造するリサイクル

- 第1
- 第2
- 第3
- 第1編
- 第2編
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 第3編
- 第4編
- 第5編
- 資料編



## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

### ① 廃棄物の減量と適正処理に向けた取組の推進

市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生・排出抑制、分別排出の徹底などに努め、廃棄物の減量を目指します。

#### 主な具体的取組

- 市民が廃棄物の分別や減量に向けて主体的な行動をとることができるよう、様々な機会や媒体を活用した環境教育や情報提供に取り組みます。
- 市民が日常的に取り組んでいる廃棄物減量やリサイクル活動に対して支援を行うなど、市民活動との連携を図ります。
- 資源物の有効利用を進める事業者と協働し、事業者が自ら資源物を回収する事業の実施を推進します。
- 生産や流通の段階から、廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルを推進していくため、生産者などが一定の役割を果たす拡大生産者責任の考え方<sup>37</sup>に基づく取組を推進します。
- 売れ残りや食べ残しなど、本来食べられる食品が廃棄されてしまう「食品ロス」の削減に向けた取組を、市民、事業者と連携して推進します。

展開  
方向

### ② 廃棄物の安定的な処理の推進

廃棄物を将来にわたって安定的に処理するために、廃棄物処理施設等の機能の維持・向上に取り組みます。

#### 主な具体的取組

- 小平・村山・大和衛生組合を構成している小平市及び武蔵村山市と連携しながら、老朽化したごみ焼却施設の更新に取り組みます。
- 廃棄物の最終処分について、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場の延命化と、耐用年数を迎えるエコセメント化施設の更新に取り組みます。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、一人ひとりが自覚と責任を持ち、廃棄物の発生・排出抑制や資源物のリサイクルに取り組みます。
- 事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づく事業活動を展開し、廃棄物の発生・排出抑制や資源物のリサイクルなどに積極的に取り組みます。

## 関連する個別計画

○第二次東大和市環境基本計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

○東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）

37 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース、リサイクル、処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方



市内のセブン-イレブンの全店舗に設置されたペットボトル自動回収機



コカ・コーラボトラーズジャパン(株)のペットボトル自動回収機



東京たま広域資源循環組合の施設全景



## 施策5-3

## 生活環境、地球環境

## 施策の内容及び体系

良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。

**施策5-3**  
**生活環境、**  
**地球環境**
**展開方向1** 快適な生活環境の確保

**展開方向2** 地球温暖化対策の推進

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「生活環境、地球環境」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「生活環境、地球環境」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	39.3% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 騒音、喫煙マナー、犬・猫の飼育管理の問題など、身近な生活環境は市民にとって大きな関心事です。当市では、快適な生活環境の保持に向けて、各種啓発活動や市民からの相談受付などを実施しています（図表参照）。
- 当市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、「東大和市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業における温室効果ガス排出量の抑制に取り組んでいます。「第二次東大和市地球温暖化対策実行計画」では、平成22年度（2010年度）と比較した温室効果ガス排出量を、平成28年度（2016年度）までに毎年6%以上削減することを目標にしましたが、平均削減率は3.2%となりました。



## SDGsの取組



- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することとされており、中核市等以外でもこの計画を策定している市区町村があります。
- 平成30年（2018年）に「気候変動適応法」が施行されました。同法により、地方自治体は、その区域における気候変動適応に関する施策を推進するため、単独又は共同して、国の気候変動適応計画を勧告し、地域気候変動適応計画を策定することや、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。
- 庁用車については、ガソリン車やディーゼル車に比べて、温室効果ガスや大気汚染物質の排出が少ない電気自動車の導入を進めており、令和3年（2021年）4月1日現在、合計で8台の電気自動車を導入しています。また、水銀を含まず、消費電力が少ないLED照明については、公園・緑地等の園内灯と市道の街路灯のすべてにおいて、切り替えが完了しています。
- 国では、令和2年（2020年）に、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）」を目指すことを宣言しました。

## 課題

- 市民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保持するため、屋外での喫煙マナー向上、犬・猫などの飼育マナー向上に向けた活動や、関係機関と連携した不法投棄の防止活動などに取り組む必要があります。
- 温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的な利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって、省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 国の動向と歩調を合わせて、当市の区域における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や地域気候変動適応計画の策定に取り組む必要があります。

図表 生活環境に関する相談受付件数の推移

		総数	内訳					
			大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
平成27年度 (2015年度)	実数(件)	132	26	12	63	4	19	22
平成28年度 (2016年度)	実数(件)	62	13	8	19	2	21	13
	前年度比増減率(%)	▲53.0	▲50.0	▲33.3	▲69.8	▲50.0	10.5	▲40.9
平成29年度 (2017年度)	実数(件)	97	15	3	21	1	21	54
	前年度比増減率(%)	56.5	15.4	▲62.5	10.5	▲50.0	0.0	315.4
平成30年度 (2018年度)	実数(件)	127	18	5	41	2	32	47
	前年度比増減率(%)	30.9	20.0	66.7	95.2	100.0	52.4	▲13.0
平成31年度 (2019年度)	実数(件)	85	19	6	25	2	18	39
	前年度比増減率(%)	▲33.1	5.6	20.0	▲39.0	0.0	▲43.8	▲17.0
令和2年度 (2020年度)	実数(件)	94	24	2	34	2	37	19
	前年度比増減率(%)	10.6	26.3	▲66.7	36.0	0.0	105.6	▲51.3

※1件に複数の内容が含まれていることがあるため、総数と内訳の合計は一致しない。

出典：環境課



〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

1 快適な生活環境の確保

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、衛生的で良好な生活環境を保つための取組を進めます。

主な具体的取組

- 市民や事業者が、生活環境を守り、改善していく主体であるという意識の醸成に向けて、生活環境に関する啓発活動や情報提供などに取り組みます。
- 駅周辺部などを中心として、ごみ・吸い殻のポイ捨てや違法ポスター・看板設置の禁止などを呼びかける環境美化活動を推進します。
- 近隣の自治体や東京都などとの連携・協力のもと、不法投棄を防止するための取組の強化に努めます。
- 犬・猫のふん害の防止や適正な飼育管理を推進するための啓発活動に取り組みます。

展開  
方向

2 地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって再生可能エネルギーの利用と省エネルギーに取り組みます。また、気候変動の影響に対する適応策の検討に取り組みます。

主な具体的取組

- 市の施設や設備等において再生可能エネルギーを積極的に利用するとともに、照明のLED化を推進するなど、市が率先して温室効果ガス排出抑制に向けた取組を実践します。
- 家庭や事業者から排出される二酸化炭素量を削減するため、再生可能エネルギーの利用と、省エネルギー型のライフスタイルや企業活動の実践を促します。
- 市民や事業者による主体的な取組を促進するため、地球温暖化対策の重要性に関する各種啓発活動に取り組みます。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画の策定に向けて検討を進めます。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、近隣などの迷惑とならないよう、マナーを守って生活します。また、地球環境保全の重要性を日頃から意識し、節電やアイドリングストップなど、日常生活で実践できる行動に取り組みます。
- 事業者は、温室効果ガスの排出量・エネルギー使用量の抑制、再生可能エネルギーの利用など、地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

関連する個別計画

○第二次東大和市環境基本計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

○第四次東大和市地球温暖化対策実行計画

令和4年（2022年）3月策定予定



飼い主のいない猫対策セミナー



電気自動車の庁用車



## 入選作品

東大和市立第一中学校 2年 江田莉菜さん

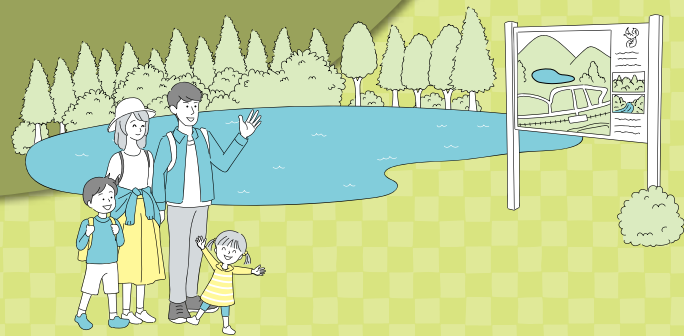
### 作品に込めた想いや説明など

東大和市は緑が多いことで有名なので緑を多く取り入れました。また、東大和の有名スポットである多摩湖も取り入れ、東大和の良さをたくさん詰めてみました。



# 基本施策

# 6



## 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

施策6-1 商工業、勤労者支援

施策6-2 都市農業

施策6-3 消費生活

施策6-4 観光、ブランド・プロモーション

## 重要施策3



## 施策6-1

## 商工業、勤労者支援

## 施策の内容及び体系

創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。

**施策6-1**  
**商工業、**  
**勤労者支援**
**展開方向1** 市内における創業等への支援

**展開方向2** 商店街の活性化と商工業者の経営基盤の強化

**展開方向3** 勤労者に対する支援

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「商工業、勤労者支援」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「商工業、勤労者支援」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	26.4% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 当市における商業の状況（6月1日現在）について、平成28年（2016年）時点で小売業が、事業所数の約8割、従業者数の約9割、年間商品販売額の約8割を占めています。近年、卸売業、小売業ともに、事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少傾向となっています（図表参照）。
- 近年、当市における工業の事業所数は、減少傾向で推移しています。令和元年（2019年）では35事業所で、平成26年（2014年）比で約3割（13事業所）減少しています。





## SDGsの取組



- 現在、当市では、独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校東京校や東大和市商工会との連携・協力により、「東大和市創業塾<sup>38</sup>」や「市内貸店舗情報発信<sup>39</sup>」などの創業支援に取り組んでいます。
- 現在、当市では、市役所庁舎内に設置した「東大和就職情報室」において、ハローワークの求人情報を閲覧できるほか、専門の相談員による仕事の相談・紹介業務を行っています。

## 課題

- 今後も当市が、地域の活力を維持し、賑わいのあるまちとなるためには、市内において新たな事業を営む新規創業者の創出に努める必要があり、そのための環境を整える必要があります。
- 商店街は、施設・設備の老朽化や店舗数の減少、消費者の購買行動の変化などにより、運営基盤の弱体化が課題となっています。商店街の運営基盤の維持・向上に向けた支援を図り、地域に根差した商店街づくりに努める必要があります。
- 社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の変化などに対応するため、今後も引き続き、ハローワークなどの関係機関との緊密な連携・協力によって、個々の状況に応じた就労支援などに努める必要があります。

図表 商業の状況

		合計			卸売業			小売業		
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
参考値	平成 11 年 (1999 年)	818	6,393	144,158	121	1,102	55,236	697	5,291	88,922
	平成 14 年 (2002 年)	771	5,531	100,928	111	904	39,443	660	4,627	88,539
	平成 16 年 (2004 年)	703	6,029	127,023	105	858	43,373	598	5,171	83,650
	平成 19 年 (2007 年)	636	5,680	124,327	94	957	38,684	542	4,723	85,644
	平成 28 年 (2016 年)	472	4,591	111,232	76	490	26,794	396	4,101	84,438

出典：経済産業省「経済センサス-活動調査」、総務管財課他

- (注1) 平成16年調査は事業所企業統計調査、サービス業基本調査と同時に実施
- (注2) 平成28年調査は経済センサス-活動調査
- (注3) 平成28年とそれ以外では出典元等が異なるため、後者は参考値扱い

38 当市が実施する創業支援事業で、創業を志す方が創業の際に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識を身に付けるために実施する事業

39 東大和市商工会が実施する事業で、市内創業者及び市内への移転企業の増加等を図るため、市内貸店舗の賃借料や物件情報等をインターネットを通じて市内外に発信していく事業

## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

## ① 市内における創業等への支援

賑わいのある商店街づくりや地域産業の活性化のため、市内における創業者や新たな事業展開を行う方に対する支援に努めます。

## 主な具体的取組

- 創業に対する需要の把握や関係機関との連携を図りながら、創業者支援の内容の充実や相談体制の強化に努めます。
- 新規創業者が円滑に創業できる環境をつくるため、東大和市商工会との連携・協力のもと、創業希望者にとって有益な取組の実施や情報提供に取り組みます。
- 関係機関等との連携・協力などを通じて、市内において新たな事業者が参入しやすい環境づくりに努めます。

展開  
方向

## ② 商店街の活性化と商工業者の経営基盤の強化

商店街の活性化を図るとともに、商工業者の経営基盤を強化するための取組を推進します。

## 主な具体的取組

- 東大和市商工会と連携・協力しながら、商店街の事業に対する支援を行い、地域に根差した賑わいのある商店街づくりに努めます。
- 東大和市商工会と連携・協力しながら、商工業者に対する各種助成制度の実施や、商工業者からの相談に応じる体制の強化に努めます。
- 商店街が個店の特徴や商店街の魅力等を積極的に情報発信することができるよう、必要な取組を推進します。
- 商工業者の経営基盤の強化や新たな技術開発を支援するための融資制度の充実に努めます。

展開  
方向

## ③ 勤労者に対する支援

関係機関と連携・協力しながら、社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の変化などに対応し、勤労者と就労希望者に対する支援に努めます。

## 主な具体的取組

- 「東大和就職情報室」の機能充実を図るとともに、就職面接会や相談会を開催し、市民の雇用機会確保のための活動を支援します。
- 市内に在住する中小企業勤労者の生活向上を図るための融資制度について、適正な運用に努めます。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、身近な商店街などの重要性を理解し、地域産業の活性化に協力します。
- 事業者は、新規創業などにより、地域産業の活性化を図るとともに、勤労者の働きやすい環境整備に努めます。

## 関連する個別計画

### ○東大和市産業振興基本計画

計画期間：平成25年度（2013年度）～令和5年度（2023年度）

創業・開業を希望する方に対し、実践を学ぶ場を提供するため、商店街に設置された東大和市創業チャレンジ施設チエステ・ガーデン



市役所5階にある東大和就職情報室



第1

第2

第3

第1編

第2編

1

2

3

4

5

6

第3編

第4編

第5編

資料編



## 施策6-2

## 都市農業

## 施策の内容及び体系

農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。

施策6-2  
都市農業

展開方向1 農地の保全と農のあるまちづくり

展開方向2 担い手の確保と農業経営基盤の強化

展開方向3 地場産農作物の生産と消費の拡大

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「都市農業」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「都市農業」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	39.3% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

○当市では、平成27年（2015年）現在、総農家数のうち販売農家数<sup>40</sup>（2月1日現在）は87戸であり、平成7年（1995年）の256戸と比べて約3分の1の水準に減少しています。また、販売農家を専業別<sup>41</sup>にみると、兼業農家が平成7年（1995年）の245戸から平成27年（2015年）の47戸と約5分の1に大きく減少しています（図表参照）。

40 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

41 「専業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家、「兼業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家





## SDGsの取組

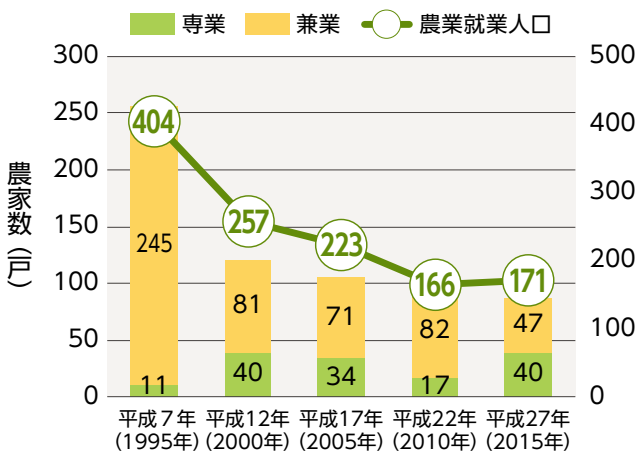


- 近年、農業経営者の高齢化が進む一方、新たな担い手の確保が厳しさを増しています。平成27年（2015年）の当市の農業就業人口（販売農家、2月1日現在）は171人であり、平成7年（1995年）の404人と比べて約6割（233人）減少しています（図表参照）。
- 当市では、多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティア制度<sup>42</sup>を導入しており、同制度によるボランティアの派遣人数は、令和2年度（2020年度）で延べ419人となっています。また、地域農業の中核的な存在である認定農業者<sup>43</sup>の認定を受けている農家数は、令和3年（2021年）4月現在で24戸となっています。
- これまで当市では、市民の農業への理解促進を図るため、市民農園を設置・運営するとともに、参加者が農業をしている方の説明を聞きながら収穫体験ができるイベントなどの開催に取り組んでいます。
- 当市の学校給食では、地場産農作物を食材として活用しています。令和2年度（2020年度）に使用した地場産農作物のうち主な品目は、使用量の多い順に、人参、キャベツ、大根となっています。

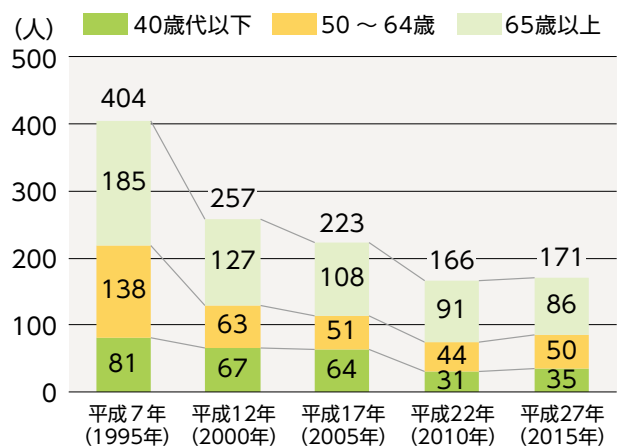
## 課題

- 市民が身近に自然とふれあえる機会の提供、災害時の防災空間の確保、ゆとりとうるおいをもたらす緑地空間の創出など、農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を守り、生かすための取組の強化を図る必要があります。
- 認定農業者制度や援農ボランティア制度などにより、多様な農業の担い手の確保・育成に努めるとともに、農業経営の改善や強化に向け、高い経営意欲を持った農業者への支援に取り組む必要があります。
- 地産地消による食育の推進、地場産農産物の学校給食における利用の拡大、地場産農作物を活用したイベントの開催などを通じて、地元で採れた農産物に対する市民の関心を高め、地場産農作物の生産と消費の拡大に努める必要があります。

図表 農家数・農業就業人口（販売農家）の推移



図表 年齢別農業就業人口（販売農家）の推移



各出典：東京都農業経営基本調査、農林業センサス

42 自然にふれあいながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業の手伝いを行う制度

43 農業経営基盤強化推進法に基づき、農業経営改善計画（農業者が自らの農業経営を改善するために作成した計画）を市町村から認定された農業者。認定農業者には、農業用機械等の購入に際して、市や都の事業が活用できるなどの利点がある。

## 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

## ① 農地の保全と農のあるまちづくり

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、農地の保全と活用に取り組みながら、市民の農業への理解促進を図ります。

## 主な具体的取組

- 景観創出機能、環境保全機能、防災機能など、多面的機能を持つ農地の保全を図るため、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用を推進します。
- 農家との連携・協力を図りながら、市民が農業・農地に直接ふれあえる多様な機会を提供することなどにより、市街地の貴重な緑である農地の保全と活用を推進します。
- 市民の農業に対する理解を深めるための意識啓発活動に取り組み、市民生活と調和した農業環境の整備促進に努めます。

展開  
方向

## ② 担い手の確保と農業経営基盤の強化

農業の振興に向けて、農業後継者や多様な担い手を確保するとともに、農業経営基盤の強化のための取組を推進します。

## 主な具体的取組

- 若手農業者の組織活動への支援や新規就農者が農業について学ぶ機会の提供などを通じて、農業経営の後継者の確保・育成に努めます。
- 多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティアの確保・育成に努めるとともに、援農ボランティアの受入農家の拡大を推進します。
- 地域農業の中核的な担い手である認定農業者の増加に努めるとともに、市独自の認証農業者制度の導入により、農業経営基盤の強化を推進します。
- 農業収益を向上させ、農業経営基盤の強化を図るために、地場産農作物のブランド化に向けた取組を検討します。

展開  
方向

## ③ 地場産農作物の生産と消費の拡大

より多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

## 主な具体的取組

- 地場産農産物の認知度向上と地産地消の拡大に向け、農家などが設置する直売所への支援や直売所の周知を推進します。
- 学校給食における地場産農作物の活用に取り組みるとともに、市民に対する地場産農作物の情報提供などを検討し、地産地消を推進します。
- 地場産農作物を利用した料理講習会の開催などを通じて、地域の食文化の普及を図ります。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、農業体験などを通じて、農業の重要性を理解するとともに、地産地消に努めます。
- 事業者（農業の担い手）は、農地の適切な維持・管理に努めるとともに、市民と農業がふれあえる場づくりを通して都市農業への理解促進に取り組みます。

## 関連する個別計画

○第三次東大和市農業振興計画

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）

援農ボランティアの活動



市役所入口ホールにおける地場産農作物の直売



## 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

## 施策6-3

## 消費生活

## 施策の内容及び体系

消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策6-3  
消費生活

展開方向1 相談支援体制の強化

展開方向2 消費者に対する意識啓発の推進

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「消費生活」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「消費生活」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	28.5% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 消費者庁の「令和2年版 消費者白書」によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、平成16年（2004年）にピークを迎えた後、減少傾向に転じ、令和元年（2019年）には93.3万件となっています。また、相談件数を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者が全体の33%を占めています。
- 当市では、平成28年度（2016年度）に開設した東大和市消費生活センターにおいて、消費者からの商品やサービスの購入、契約のトラブルなどの消費生活全般の問合せや苦情に対して、専門の相談員が助言・あっせんを行っているほか、消費者被害の未然防止や消費生活に関する情報を提供するため、「消費生活だより」を定期的に発行し、市役所や市民センターなどの公共施設で配布しています。





## SDGsの取組

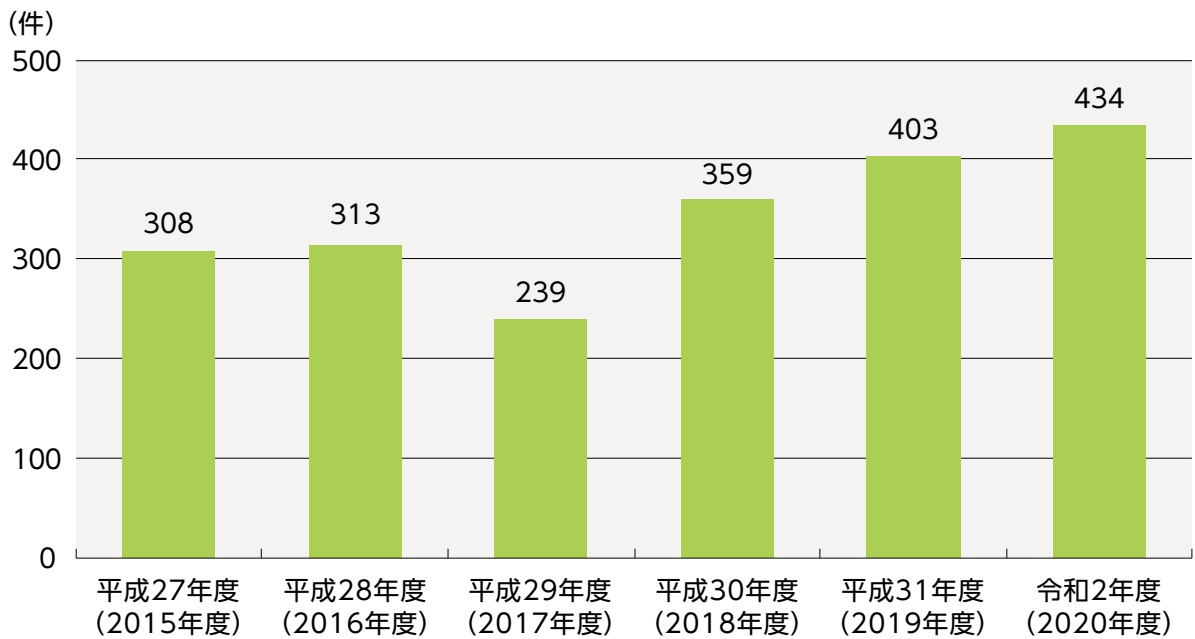


○東大和市消費生活センターにおける消費生活相談の処理件数（年間）は、平成29年度（2017年度）に239件まで減少しましたが、その後は増加傾向となり、令和2年度（2020年度）は434件となりました（図表参照）。

### 課題

- 今後、高齢化の進展を背景に、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれる危険性が増していくことが懸念されることから、消費者被害の未然防止や救済を図るため、消費生活に関する相談支援体制を強化する必要があります。
- 令和4年（2022年）4月に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、消費者被害の対象が若年層にも広がる懸念されるため、若者から高齢者に至るまで、各年代の特性に応じた消費者教育と、適切な情報提供に努める必要があります。

図表 消費生活相談の処理件数の推移



出典：地域振興課

## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

## 1 相談支援体制の強化

多様化・複雑化している消費者被害の未然防止と解決に向け、消費生活に関する相談支援体制の強化を図ります。

## 主な具体的取組

- 市民が消費生活に関する相談を気軽にすることができるよう、東大和市消費生活センターの利用促進に努めます。
- 被害に遭った市民に対して適切な助言及びあっせんを行うことができるよう、専門相談員の専門性の向上などにより、相談支援体制の強化を図ります。
- 高齢者等が被害者となる消費者トラブルの未然防止と、被害の拡大防止を図るため、高齢者等に対する東大和市消費生活センターの周知を重点的に行います。

展開  
方向

## 2 消費者に対する意識啓発の推進

若者から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識と情報を持って生活できるよう、消費者に対する意識啓発を推進します。

## 主な具体的取組

- 消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、講座の開催などの消費生活啓発事業の実施に努めます。
- 消費者被害の状況等を速やかに市民に情報提供することなどを通じて、市民が被害者となる消費者トラブルの未然防止に努めます。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、消費者被害に遭わないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。
- 事業者は、市民を含む消費者に対して、消費生活に関する意識向上に向けた啓発活動に取り組むことに努めます。

消費者講座の様子



消費生活相談の様子



## 重要施策3



## 施策6-4

## 観光、ブランド・プロモーション

## 施策の内容及び体系

地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。

**施策6-4**  
**観光、ブランド・**  
**プロモーション**

## 展開方向1

地域資源や産業資源を活用した観光事業の推進

## 展開方向2

観光情報発信の推進

## 展開方向3

ブランド・プロモーションの推進

## 成果指標

指標名	説明	現状値	目指す方向
「観光、ブランド・プロモーション」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「観光、ブランド・プロモーション」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合	43.6% (令和3年度)	満足度の向上

## 現状と課題

## 現状

- 多摩湖及びその周辺の狭山丘陵は、当市ならではのゆとりとうるおいに満ちた住環境を構成する主要な地域資源であり、来訪者を含めた多くの人々が気軽に自然とふれあえる場となっています。
- 当市では、地域住民の交流と市の魅力発信を図ることを目的としたイベントである「うまかんべえ～祭」や、市内商店の振興を目的としたウォーキングイベントである「ひがしやまとスイーツウォーキング」などの観光事業を実施しています。





## SDGsの取組

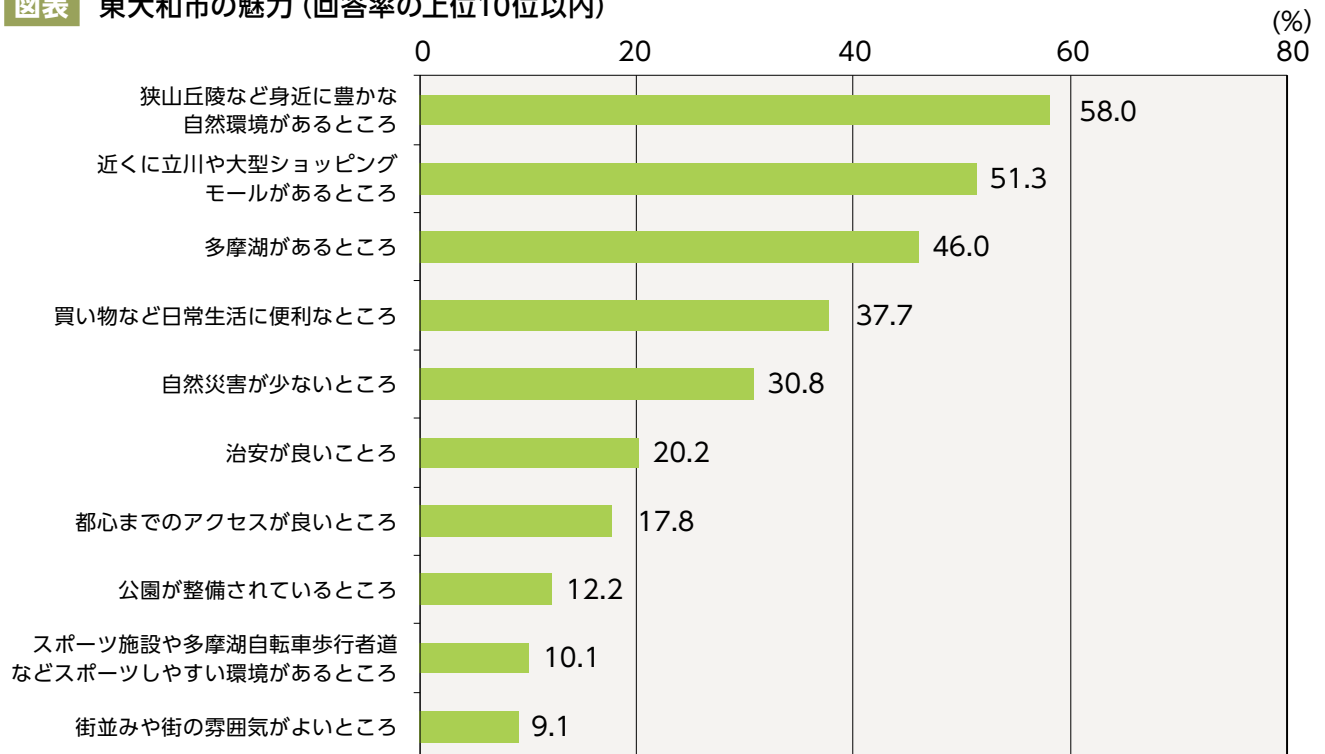


- 当市では、平成29年（2017年）、定住人口の増加（転入の促進及び転出の抑制）を目的として「東大和市ブランド・プロモーション指針」を策定し、その後、令和2年（2020年）には、同指針の補正版を策定し、市の認知度やイメージを向上させるためのブランド・プロモーションに取り組んでいます。
- 当市が令和3年（2021年）に実施した市民意識調査において、「東大和市の魅力」について質問したところ、「狭山丘陵など身近に豊かな自然環境があるところ」が58.0%で最も高く、次いで「近くに立川や大型ショッピングモールがあるところ」の51.3%の順となっています（図表参照）。

### 課題

- 地域の活力を維持し、賑わいのあるまちとするために、多摩湖や狭山丘陵などの地域資源を活用した観光事業を多様な主体との連携・協力のもとに実施し、当市を訪問する人を増やす必要があります。
- 観光事業を契機として、多くの人が当市を訪問するためには、イベント等の内容がより魅力あるものとなるように努めるとともに、その魅力を市内外へ広く情報発信する必要があります。
- 今後、当市では、少子高齢化と人口減少が進展する見込みであることから、活力あるまち、持続可能なまちとするために、市の認知度の向上に努めるとともに、自然環境の豊かさや日常生活の利便性などの魅力をより積極的にアピールし、定住人口を増やす必要があります。

図表 東大和市の魅力（回答率の上位10位以内）



出典：企画課

## 〈施策の展開方向〉 = 市の役割

展開  
方向

## ① 地域資源や産業資源を活用した観光事業の推進

多様な関係機関との連携・協力のもと、多摩湖や狭山丘陵などの地域資源や産業資源を活用した観光事業を推進し、交流人口の増加を目指します。

## 主な具体的取組

- 商業・農業等の関係機関と連携・協力し、観光資源の発掘・活用による観光振興を推進します。
- 市民や事業者との連携・協力のもと、より多くの人々が市内を訪れる魅力あるイベントの開催に取り組みます。
- 来訪者に対し、観光情報や文化財などの情報を分かりやすく伝えるため、観光ガイドの育成や来訪者に観光ガイドを紹介する仕組の構築を検討します。

展開  
方向

## ② 観光情報発信の推進

当市への来訪機会の拡大や市内産業の振興を目指して、観光情報や産業の魅力に関する情報を多角的に発信します。

## 主な具体的取組

- 市公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、イベント情報等を広く情報発信します。
- 魅力ある観光資料、分かりやすい案内板の作成を通じて、来訪者の利便性及び回遊性の向上を推進します。
- 観光キャラクターのイラストの使用や着ぐるみの貸出等を実施し、観光キャラクターを通じた市の認知度向上を図ります。

展開  
方向

## ③ ブランド・プロモーションの推進

市のイメージをブランド化し、市内外に向けて市の魅力や特長を情報発信することにより、転入の促進と転出の抑制を目指します。

## 主な具体的取組

- 市のことを広く認知してもらうため、市公式ホームページ、SNS等を活用し、市内外に市のイメージと魅力や特長の情報発信を行うとともに、市のブランドメッセージ及びロゴマークを活用した情報発信を行います。
- 市や地域に対する愛着や誇りの醸成と、転入の促進を図るために、対象を絞るなど市内外の方に向けた効果的・効率的な情報発信を行います。

市民・事業者に  
期待される  
主な役割

- 市民は、地域資源の魅力を理解し、地域への愛着と誇りを持つとともに、市内外へその魅力を積極的に発信します。
- 事業者は、地域資源を活用するとともに、市民や市との連携・協力のもと、市内外に向けた市の魅力発信に取り組みます。